

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きるときは、そ
の翌日が休日に当たる)

鳥取県告示第七百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十一月十二日

鳥取県知事 片山善博

新たに生じた土地の位置（平成十一年七月五日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
昭和町九九の地先	五〇、八四三・一七平方メートル

鳥取県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、平成十一年十一月十二日からその効力を生ずる。

平成十一年十一月十二日

鳥取県知事 片山善博

◇告示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）

町の区域の変更（〃）

字の区域の変更（〃）

生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による医療機関の変更（〃）

生活保護法による医療機関の変更（〃）

生活保護法による医療機関の廃止（〃）

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（総務課）

□頭による開示請求ができる個人情報（総務課）

◇病院局告示 一般競争入札の実施（会計課）

区域を変更する町の名称 潮見町	同上の区域（平成十一年七月五日現在の地番による。） 潮見町の全域 昭和町九九の地先の公有水面埋立地	名 称 鳥取県告示第七百二十号	所 在 地 鳥取市覚寺六三一六	指定年月日 平成十一年九月一日
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。				
この字の区域の変更は、平成十一年十一月十二日からその効力を生ずる。				
平成十一年十一月十二日				
鳥取県知事 片 山 善 博				
区域を変更する字の名称 大字智頭字本折	同上の区域（平成十一年八月二十日現在の地番による。） 大字智頭字本折の全域	名 称 鳥取県告示第七百二十二号	所 在 地 鳥取市覚寺六三一六	指定年月日 平成十一年十月十五日
大字智頭字尾鼻二五七一の二から二五七一の一八まで、二五七二の一の一部	大字智頭字尾鼻のうち二五七一の二から二五七一の一八まで、二五七二の一の一部の以外の区域	名 称 鳥取県知事 片 山 善 博	所 在 地 八頭郡家町大字富谷三三一二	指定年月日 平成十一年十月一日
大字智頭字尾鼻		名 称 鳥取県知事 片 山 善 博	所 在 地 西伯郡名和町大字御来屋四六七	指定年月日 〃

鳥取県告示第七百二十一号	生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。	平成十一年十一月十二日
平成十一年十一月十二日	鳥取県知事 片 山 善 博
鳥取県告示第七百二十三号	生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
平成十一年十一月十二日	鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廢止年月日
伊達内科小児科医院	鳥取市桜谷三六七	平成十一年九月三十日
名和町国民健康保険直営診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇一	〃

鳥取県告示第七百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、倉吉市旭西町土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十一月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
田栗 栄太郎	倉吉市上井三三六
磯江 博	倉吉市上井三四七一一
竹森 信幸	倉吉市上井一四四一一
藤井 英彦	倉吉市上井一九四一一
涌嶋 積	倉吉市上井三四四一五
和田 昭	倉吉市上井五六〇

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

平成十一年十一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する信託法（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第六十六条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(引受けの許可の申請)

第二条 法第六十八条の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 設定期意書

二 信託行為

三 信託財産となることが予定されているものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類

四 引受け当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあつ

ては、引受け当初の年及び次の年）の事業計画書及び収支予算書

五 委託者及び受託者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者又は受託者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

六 信託管理人を選任する場合にあっては、信託管理人となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在又は寄附行為）、就任承諾書並びに印鑑証明書

七 運営委員会その他公益信託事務の適正な処理に資する機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の構成員となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに印鑑証明書

八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（信託財産の移転の届出）
第三条 公益信託の受託者は、法第六十八条の規定によりその引受けの許可を受けたときは、遅滞なく信託財産の移転を受け、その移転を終了した日から一月以内に、信託財産移転届出書（様式第二号）に信託財産の移転を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（事業計画等の届出）

第四条 公益信託の受託者は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益信託にあっては、一月一日）までに、事業計画等届出書（様式第三号）に当該事業年度

（事業年度の定めのない公益信託にあっては、その年。以下同じ。）の事業計画書及び収支予算書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 公益信託の受託者は、当該事業年度の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、事業計画（収支予算）変更届出書（様式第四号）に変更後の事業計画書又は収支予算書を添えて教育委員会に提出しなければならない。（事業及び財産状況の報告等）

第五条 公益信託の受託者は、毎事業年度の終了の日（事業年度の定めのない公益信託にあっては、十二月三十一日）から三月以内に、事業・財産状況報告書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 前事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、前年。以下同じ。）の

事業報告書及び収支決算書

二 前事業年度末の財産目録

2 公益信託の受託者は、前項の報告後遅滞なく、前事業年度の公益信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

（変更の届出）

第六条 公益信託の受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、公益信託変更届出書（様式第六号）を教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は住所（法人である場合にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があつたとき。

二 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。

2 前項第二号の届出には、第一条第六号又は第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

（信託管理人の選任の請求）

第七条 公益信託の利害関係人は、法第八条第一項の規定により信託管理人の選任を請求するときは、信託管理人選任請求書（様式第七号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 信託管理人としようとする者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

（信託条項の変更の請求）

第八条 公益信託の受託者は、法第七十条の規定による信託の条項の変更を請求するとときは、信託条項変更請求書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提

- 出しなければならない。
- 一 信託の条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
 - 二 信託行為の新旧対照表
 - 三 信託の条項の変更が事業内容に係るものである場合にあつては、変更後の事業計画書及び収支予算書
- (信託財産を固有財産とする許可の申請)
- 第九条 公益信託の受託者は、法第二十二条第一項ただし書の規定により信託財産を固有財産とする許可を受けようとするときは、信託財産取得許可申請書（様式第九号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 一 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類
 - 二 固有財産としようとするものの種類及び総額を記載した書類並びにその価格を証する書類
- (受託者の任務の終了の届出)
- 第十条 公益信託の受託者の相続人、破産管財人、後見人若しくは保佐人又は清算人は、法第四十二条第一項の規定により受託者の任務が終了したときは、遅滞なく、受託者任務終了届出書（様式第十号）に任務の終了を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 公益信託の受託者は、法第四十四条の規定によりその任務が終了したときは、遅滞なく、受託者任務終了届出書（様式第十号）に任務の終了を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- (受託者の辞任の許可の申請)
- 第十一條 公益信託の受託者は、法第七十一条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、受託者辞任許可申請書（様式第十一号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
 - 二 信託財産及び収支の現況を記載した書類
 - 三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (受託者の解任の請求)
- 第十二条 公益信託の利害関係人は、法第四十七七条の規定により受託者の解任を請求するときは、受託者解任請求書（様式第十二号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 一 解任を請求する理由を記載した書類
 - 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (新受託者の選任の請求)
- 第十三条 公益信託の利害関係人は、法第四十九条第一項の規定により新受託者の選任を請求するときは、新受託者選任請求書（様式第十三号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 一 新受託者に係る第二条第五号に掲げる書類
 - 二 信託財産及び収支の現況を記載した書類
- (書類及び帳簿の備付け等)
- 第十四条 公益信託の受託者は、公益信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。
- 一 信託行為
 - 二 信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類
 - 三 許可、認可、届出等に関する書類
 - 四 運営委員会等の議事に関する書類
 - 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 六 資産台帳及び負債台帳
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類及び帳簿
- 2 前項第三号及び第四号の書類は永久に、同項第五号の書類及び帳簿は十年間、これを保存しなければならない。
- (業務の監督)
- 第十五条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第六十七条の規定により、公益信託の受託者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 法第6十九条第一項の規定により公益信託事務の処理について検査を行つて置かせ、
その身分を示す証明書（様式第十四号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、
それを提示しなければならない。

（公益信託の終了の届出）

第十六条 公益信託の受託者は、公益信託が終了するにあつて、あいかじめ、公益信託終
了届出書（様式第十五号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければな
い。

1 公益信託の終了の理由を記載した書類

2 信託行為に定める手続を経たいたるを証する書類

3 財産目録

4 残余財産の処分方法に関する書類

5 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(添付)

第十七条 ①の規則に定めるもののほか、公益信託の引受けの許可及び監督に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 告

いの規定は、公布の日から施行する。

添付書類

1 設定趣意書

2 信託行為

3 信託財産となることが予定されているものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類

4 引受け当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、引受け当初の年及び次の年）の事業計画書及び收支予算書

5 委託者及び受託者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者又は受託者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

6 信託管理人を選任する場合にあっては、信託管理人となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書並びに印鑑証明書

7 運営委員会その他公益信託事務の適正な処理に資する機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の構成員となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに印鑑証明書

8 その他教育委員会が必要と認める書類
信託法第68条の規定により、公益信託（公益信託の名称）の引受けの許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第3条関係）

信託財産移転届出書

下記のとおり信託財産の移転を完了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益
信託の引受けの許可及び監督に関する規則第3条の規定により、届け出ます。

鳥取県教育委員会 様

年 月 日 年 月 日

公益信託の名称 住所

届出者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届出者

氏名 (印)

添付書類 本年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、本年）の事業計画書及
び収支予算書

記

信託財産の種類及び総額	
移転の完了年月日	

様式第4号（第4条関係）

事業計画（収支予算）変更届出書

鳥取県教育委員会 様

当公益信託の 年度の事業計画（収支予算）を変更したので、鳥取県教育委員会の
所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

事業計画等届出書

年 月 日

公益信託の名称

当公益信託の 年度の事業計画（収支予算）を変更したので、鳥取県教育委員会の
所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

鳥取県教育委員会 様

鳥取縣公報

平成11年11月12日 金曜日

当初計画(予算) の届出年月日	年	月	日
変更内容			
変更理由			
変更年月日	年	月	日

届出者 住所		
氏名	㊞	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		添付書類

添付書類
1 前事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、前年。以下同じ。）の
事業報告書及び収支決算書

下記のとおり変更があるので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第6条の規定により、届け出ます。

住所

三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

四

年 月 日

公益信託の名称
届出者
住所

變更事項
變更內容

9 平成11年11月12日

報 公 県 取 鳥

変更理由	
変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 届出の事実を証する書類
- 2 変更の届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、その者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書並びに印鑑証明書

公 益 信 託 の 名 称	
請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の氏名	

添付書類

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人としようとする者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

様式第7号（第7条関係）

信託管理人選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第8条第1項の規定により、公益信託の信託管理人を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

添付書類

年 月 日	公益信託の名称 住所	申請者 氏名 ㊞	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
添付書類			

平成11年11月12日

鳥取県公認

- 1 信託の条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
- 2 信託行為の新旧対照表
- 3 信託の条項の変更が事業内容に係るものである場合にあっては、変更後の事業計畫及び収支予算書

様式第9号（第9条関係）

信託財産取得許可申請書

鳥取県教育委員会 様

信託法第22条第1項ただし書の規定により、当公益信託の信託財産を固有財産とする
許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

記

公益信託の名称	
住所	
申請者	
氏名 <small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small>	

添付書類 任務の終了を証する書類

- 1 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類
- 2 固有財産としようとするものの種類及び総額を記載した書類並びにその価格を証する書類

様式第10号（第10条関係）
受託者任務終了届出書

下記のとおり当公益信託の受託者の任務が終了したので、鳥取県教育委員会の所管に
属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第10条の規定により、届け出ます。

受託者辭任許可申請書

様式第11号（第11条関係）
受託者辭任許可申請書

11 平成11年11月12日 金曜日 鳥取県公報

信託法第11条の規定により、当公益信託の受託者を辞任することについて許可を受けたいので、申請します。

鳥取県教育委員会 様

公益信託の名称 住血

五所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
 - 2 信託財産及び収支の現況を記載した書類
 - 3 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第12号(第12条関係)

受託者解任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第47条の規定により、公益信託の受託者を解任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

請求者

住所

住所

三

1

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
解任を請求する受託者の氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	

添付書類

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号（第13条関係）
新受託者選任請求

新受託者選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第49条第1項の規

前回の件で、本件の規定により、公證書の文書を送付される上、記のとおり請求します。

平成11年11月12日 金曜日

鳥取県

氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
旧受託者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
新受託者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
新受託者の選任を請求する理由	

添付書類

- 1 新受託者となる者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(新受託者となる者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)
- 2 信託財産及び収支の現況を記載した書類

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(裏)

信託法(抜すい)

第67条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(抜すい)

(業務の監督)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第67条の規定により、公益信託の受託者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 法第69条第1項の規定により公益信託事務の処理について検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

身分証明書

様式第14号(第15条関係)

(表)

所 属
職 氏 名

年 月 日 生

上記の者は、信託法第67条及び第69条第1項並びに鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条第1項の規定により、公益信託の業務の処理について実地に検査することができる職員であることを証する。

13 平成11年11月12日 金曜日

鳥取県公報

様式第15号（第16条関係）

公益信託終了届出書

鳥取県教育委員会 様
 公益信託が終了するので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第16条の規定により、届け出ます。

年 月 日

平成十一年十一月十一日
 鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

公益信託の名称
住所

届出者

氏名

(印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 公益信託の終了の理由を記載した書類
- 2 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分方法に関する書類
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

病院図示

なお、試験種目1との得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目1との得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。

鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第十九条第一項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成十一年九月鳥取県規則第六十三号）第十条の規定により次のとおり告示する。

鳥取県公取部

調達公告

(4) 納入場所	鳥取市若葉台南七丁目1-1
(5) 入札方法	(1)の①から⑦までの物品ごとに入札に付する。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2 競争入札参加資格	<p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 平成10年12月鳥取県告示第782号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成11年11月12日(金)から同月30日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p>
3 製約担当部署	鳥取県出納局会計課
4 入札手続	<p>(1) 問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県出納局会計課用度係</p>

平成11年11月12日

- (1) 調達物品の名称及び数量
- ①熱分析装置 一式
 - ②赤外放射温度計 一式
 - ③レーザ顕微鏡 一式
 - ④近赤外線校正システム 一式
 - ⑤真空ガス置換炉 一式
 - ⑥高分解能質量分析計 一式
 - ⑦クリーンベンチ 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札仕様書による。
- (3) 納入期限
- ①熱分析装置 平成12年3月17日 (金)
 - ②赤外放射温度計 平成12年2月28日 (月)
 - ③レーザ顕微鏡 平成12年2月29日 (火)
 - ④近赤外線校正システム 平成12年2月28日 (月)
 - ⑤真空ガス置換炉 平成12年2月18日 (金)

平成11年11月12日

鳥 取 県 公 告

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

不可

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成11年11月30日(火) 午後1時30分

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(5) 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証する書類及び入札説明書に掲げる参考機器と同等の性能を有する物品を納入しようとする場合にあっては、その性能を表示するカタログその他の書類を、4の(1)の場所に平成11年11月24日(木)午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

- 2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。